

## 答申第235号（諮問第246号）

「県警本部警備部警備一課職員が、警察法違反・内規違反を犯してよい・又は犯さなければならない、という内容。」外5件の公文書不存在決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会  
第一部会

## 第1 審査会の結論

群馬県警察本部長及び群馬県公安委員会が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、別表項番1から別表項番5までについて群馬県警察本部長（以下「実施機関1」という。）に対し、別表項番6について群馬県公安委員会（以下「実施機関2」という。）に対し、それぞれ別表（あ）欄に記載の年月日付けで、別表（い）欄に記載の内容又は件名の公文書開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関1及び実施機関2（以下併せて「各実施機関」という。）は、別表（う）欄に記載の年月日に、本件各請求に係る公文書について存在しないことを確認し、別表（え）欄に記載の決定（以下「本件各処分」という。）を行い、不存在の理由をそれぞれ次のとおり付して、請求人に通知した。

（別表項番1から別表項番5に係る公文書が不存在の理由）

請求のあった公文書については、作成も取得もしていないため。

（別表項番6に係る公文書が不存在の理由）

開示を請求された公文書については、作成も取得もしていないため

### 3 審査請求

請求人は、実施機関1の上級行政庁であり、別表項番6の処分庁でもある実施機関2に対して、本件各処分を不服として、令和3年3月31日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 弁明書の送付

別表項番1から別表項番5までについて、実施機関1は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき弁明書を作成し、別表項番1から別表項番5までの審査庁でもある実施機関2に提出した。実施機関2は、その副本を請求人に送付した。

別表項番6について、実施機関2は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき弁明書を作成し、請求人に送付した。

## 5 口頭意見陳述の実施

審査庁である実施機関2は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、令和3年8月5日、口頭意見陳述を実施した。

## 6 諮問

実施機関2は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和3年9月22日、本件審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）について諮問を行った。

## 第3 争点

本件各請求に係る公文書が存在するか否か。

## 第4 当事者の主張

### 1 請求人の主張要旨

#### (1) 審査請求の趣旨

原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ。

#### (2) 審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

#### ア 審査請求書における主張要旨

原処分は群馬県個人情報保護条例違反及び群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業・行政不服審査法違反・警察法違反・憲法違反・判例違反・内規違反を隠蔽するものである。

#### イ 口頭意見陳述における主張要旨

##### (ア) 別表項番1に係る公文書について

- a 警備第一課の2名の職員が実際にやっていることだ。電話をかけても出ず、折り返しかけるように言ってもかけてこない。1回はかけてきたことがあったが、それ以外は当直でたまたま電話に出るくらいで電話をかけてこないのは内規違反である。また、職員が捜査をしようと言ったので話をしたが、私が話し終わると捜査をしないと行ったのは明らかに警察法違反である。ほかに、国に審査請求できる件もあり、決定や裁決に関して、弁明書を見ると県やその取り巻きはグルで、弁明書が出ないと国も困り、弁明書が出なければ口頭意見陳述もできない。私に不利益が生じ、被害が拡大しており、審査請求、再審査請求の権利が脅かされている。警備一課の者が行ったことは事実なのだから、請求を求めた公文書が存在するはずである。

b 行政庁は裁決に拘束される。行政不服審査法第52条に行政庁は裁決に拘束されると書いてある。だから、逆も書いてあって、民間人である私は拘束されない。

(イ) 別表項番2に係る公文書について

a 電話をしても折り返しかけてこないし、1時間待ってもかかってこないで電話をかけると、かかってきていないと言われた。前任の係長がしてくれてきたことをしてくれないので怠業である。何度も催促すると逆ギレされ、職権濫用である。刑法犯であり、内規違反である。

b 部下もそうであり、相談するのが係長なのだから同じである。不作為が違法なことも分かっているはずであり、公務員は民間人と違って何もしないでは済まされない。そういうことをしているのだから、請求を求めた文書があってよいはずだ。

(ウ) 別表項番3に係る公文書について

特定の女警のことであり、乙とは私のことである。女警から学問的ないじめを受けた。日中に電話にでず、当直時間に言い訳をする。内規違反でもあり、アカハラ呼ばわりされたのだから、そういうことをしてよいという文書があるはずである。請求を求めた文書があるはずだがどうか。

(エ) 別表項番4に係る公文書について

a 実際に行った者の名前は覚えていないが、〇〇署地域課の特定の警部は電話をしても折り返しかけてこないことが多い。特定の警部は、現場の警察官に対して私を現場から帰すように指示し、その際に現場の警察官に拳銃を突きつけられた。拳銃の不正使用で職権濫用である。

b 現場の警察官は、公務員（県庁職員）の職権濫用罪及び怠業罪を現認したのに立件しなかった。公吏である警察官には告発義務があるはずであり、部下から報告を受けた特定の警部も職権濫用罪及び怠業罪を告発しなかった。実際にやっているのだから、当然そういうことをしてよいという文書があるはずである。

(オ) 別表項番5に係る公文書について

a 私は〇〇障害者〇〇です。東京都は手数料が一切かからないのに、群馬県では、免除規定があるのに県も警察も手数料がかかる。法律に規定があるというが、法解釈が間違っているんだ。だから、当然文書があるはずである。

b 特別の事情があるのに、金が金と言って要求してくる。請求した文書があるはずである。

c 法解釈の違いで、特定個人情報とは、現在生存している人間の情報であるから、免除規定が適用されるはずである。条例もいろいろと法律が飛んでいるので、法解釈の違いである。法解釈について、国に反論すれ

ばよいのだ。県の職員が国の法解釈に反論すると、しっぺ返しがかかるから電話しないのだろう。

(カ) 別表項番 6 に係る公文書について

- a 特定の係長が実際にやっていることだ。いつまでたっても電話をかけてこない。部下も係長に言うだけだから、どうにもならない。馬鹿どもが警察をやっているから県民が迷惑をする。電話しない、いない、開き直る、こういうことをしてもよいという文書があるはずだ。
- b 公安委員会も行政不服審査法第 5 2 条に拘束される。審査請求も同法第 5 2 条の縛りをうけるはずである。だから審査請求した。

2 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 別表項番 1 に係る公文書について

- ア 実施機関 1 では、請求人が開示を求めている文書を「警察本部警備部警備第一課員を含む実施機関の職員が、警察法違反及び内部規則違反を犯すことを是認する内容が記載されている公文書」と認めた。
- イ 実施機関 1 の職員にあつては、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 2 条により、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務が定められている。

そのため、実施機関 1 において、警察法の規定に違反したり、内部規則に反する行為を行ったりすることを是認する内容の公文書を作成も取得もしていないことは明白である。

(2) 別表項番 2 に係る公文書について

- ア 実施機関 1 では、請求人が開示を求めている文書を「実施機関 1 の職員（総務課員及び警務課員を含む。）が、職権濫用罪（刑法犯）や怠業罪（地方公務員法違反）の法律違反及び内部規則違反を犯すことを是認する内容が記載されている公文書」と認めた。
- イ 実施機関 1 の職員にあつては、地方公務員法第 3 2 条により、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務が定められている。

そのため、実施機関 1 において、刑法や地方公務員法の規定に違反したり、内部規則に反する行為を行ったりすることを是認する内容の公文書を作成も取得もしていないことは明白である。

(3) 別表項番 3 に係る公文書について

- ア 実施機関 1 では、請求人が開示を求めている文書を「実施機関 1 の職員が、市民応接に際して、市民を侮辱することを是認する内容が記載されている公文書」と認めた。
- イ 実施機関 1 の市民応接に関する規程として、群馬県警察の服務に関する訓

令（平成11年群馬県警察本部訓令甲第6号。以下「本件訓令」という。）第6条第9項に「職員の遵守事項」の1つとして「市民応接に際しては、親切、丁寧及び迅速を旨とし、常に温容と理解を持って当たること。」と規定されている。

そのため、実施機関1において市民応接に際して、市民を侮辱することを是認する内容の公文書を作成も取得もしていないことは明白である。

(4) 別表項番4に係る公文書について

ア 実施機関1では請求人が別表項番4の前半部分により開示を求めている文書を「〇〇警察署員を含む実施機関1の職員が、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第239条第2項及び群馬県警の内務規定を遵守しないことを是認する内容が記載されている公文書」と認めた。ちなみに、刑訴法第239条第2項は「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思慮するときは、告発をしなければならない。」と規定されている。

また、実施機関1では請求人が別表項番4の後半部分により開示を求めている公文書を「職権濫用罪又は怠業罪を現に犯している者を認めた、〇〇警察署員を含む実施機関の職員が、正当な理由がないにもかかわらず、あえて捜査手続に入らないことを是認する内容が記載されている公文書」と認めた。

イ 実施機関1の職員にあつては、地方公務員法第32条により、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務が定められている。

そのため、実施機関1において刑訴法の規定に違反したり、内部規則に反する行為を行ったりすることを是認する内容の公文書を作成も取得もしていないことは明白である。

そして、警察法（昭和29年法律第162号）第2条では、「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、犯人の逮捕」を警察の責務と規定し、また犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第2条第1項では、「捜査の基本」について、「捜査は、事案の真相を明らかにして事件を解決するとの強固な信念をもつて迅速適確に行わなければならない。」と規定している。

そのため、実施機関1において、現に犯罪を犯している者を認めた職員が、正当な理由がないにもかかわらず、あえて捜査手続に入らないことを是認する内容が記載されている公文書を作成も取得もしていないことは明白である。

(5) 別表項番5に係る公文書について

ア 実施機関1では、請求人が別表項番5により開示を求めている文書を「実施機関の職員が、群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85

号) 第21条第2項の規定を遵守しないことを是認する内容が記載されている公文書」と認めた。ちなみに、群馬県個人情報保護条例第21条第2項とは、「実施機関は、特定個人情報を開示する場合であって、当該開示を受ける者に経済的困難その他特別の事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。」という、同条例に基づき特定個人情報を開示請求した者が、文書の写しの交付を受ける場合の「費用の負担」に関する規定である。

イ 実施機関1の職員にあつては、地方公務員法第32条により、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務が定められている。

そして、群馬県警察本部長は、群馬県個人情報保護条例の実施機関である。

そのため、実施機関1において、同条例の規定を遵守しないことを是認する内容の公文書を作成も取得もしていないことは明白である。

#### (6) 別表項番6に係る公文書について

ア 実施機関2では、請求人が本件公文書開示請求で、開示を求めている文書を「群馬県警察が一般市民の生命、身体の保護に係る事案を放置した場合に実施機関がそれに対して何もしなくてよい、又は何もしてはならないという内容が記載されている公文書」と認めた。

イ 警察の責務については、警察法第2条第1項において、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ること」と規定されている。

また、公安委員会については、警察行政の民主的運営及び政治的中立性を確保することを目的に導入された合議制の行政委員会であり、各都道府県公安委員会が、各都道府県警察を管理している。

ウ 上記のとおり、警察の責務及び公安委員会制度の目的に鑑みれば、実施機関2において、警察の責務及び公安委員会制度の目的に反する行為を是認する内容の公文書を作成又は取得することは、およそ想定し得ない。

## 第5 審査会の判断

### 1 争点 (本件各請求に係る公文書の存否について)

#### (1) 本件審査請求について

請求人は、「原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ」と主張している。一方、各実施機関は、地方公務員法その他の法令の規定に照らし、本件請求を内容とする公文書を作成又は取得することはないと主張しており、公文書の存否の判断について主張が異なる。そこで、本件各請求に係る公文書が各実施機関において存在するか否か検討する。

なお、本審査会の判断に当たっては、本件各請求の記載内容に照らして、不

特定多数の県民に対しての公文書が存在するか否かの観点から判断する。

(2) 別表項番1及び2に係る公文書について

ア 別表項番1については、その記載内容から実施機関1において「警察本部警備部警備第一課員を含む実施機関1の職員が、警察法違反及び内部規則違反を犯すことを是認する内容が記載されている公文書」を求めていると解したことは妥当である。

また、別表項番2については、その記載内容から実施機関1において「実施機関1の職員（総務課員及び警務課員を含む。）が、職権濫用罪（刑法犯）や怠業罪（地方公務員法違反）の法律違反及び内部規則違反を犯すことを是認する内容が記載されている公文書」を求めていると解したことは妥当である。

イ 実施機関1における一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法の適用を受け、同法第32条により、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従う義務を負う。

ウ 当該規定により、地方公務員である実施機関1の職員は、警察法、刑法、地方公務員法及び内部規則その他の法令等を遵守すべき義務を負っている。係る義務に反して、実施機関1の職員が、警察法違反及び内部規則違反を犯すことを是認又は推奨する内容の公文書並びに実施機関1の職員（総務課員及び警務課員を含む。）が、職権濫用罪（刑法犯）や怠業罪（地方公務員法違反）の法律違反及び内部規則違反を犯すことを是認又は推奨する内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。このことから、別表項番1及び別表項番2に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関1の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

エ したがって、別表項番1及び別表項番2に係る公文書は存在しないとした実施機関1の判断は、妥当である。

(3) 別表項番3に係る公文書について

ア 別表項番3については、その記載内容から、実施機関1において「実施機関1の職員が、市民応接に際して、市民を侮辱することを是認する内容が記載されている公文書」を求めていると解したことはおおむね妥当である。

イ 審査会において本件訓令を確認したところ、第6条第9号において「市民応接に際しては、親切、丁寧及び迅速を旨とし、常に温容と理解を持って当たること。」と規定されていることが認められた。また、上記(2)イで述べたとおり、実施機関1における一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法の規定により法令等を遵守すべき義務を負い、さらに、同法第33条の規定により信用失墜行為が禁止されている。

ウ 市民応接に際して、市民からハラスメント行為を受けているかのように装



うことは本件訓令の「親切、丁寧」に反するものであり、さらには職の信用を傷つけかねない行為であると解する。

エ これらの規定により、地方公務員である実施機関1の職員は、法令等を遵守すべき義務を負い、本件訓令に基づき、市民応接に際しては親切、丁寧及び迅速を旨とし、常に温容と理解を持って当たる義務を負っている。係る義務に反し、実施機関1の職員が、市民応接に際して、市民を侮辱することを是認又は推奨する内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。このことから、別表項番3に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関1の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

オ したがって、別表項番3に係る公文書は存在しないとした実施機関1の判断は、妥当である。

#### (4) 別表項番4に係る公文書について

ア 別表項番4に係る公文書については、その記載内容から「〇〇警察署職員が刑事訴訟法第239条2項・群馬県警内務規定を守らなくてよい・又は守ってはならない」（以下「請求内容前段」という。）と「職権濫用罪・怠業罪の現行犯を立件しなくてよい・又はしてはならない」（以下「請求内容後段」という。）とに分離した上で、それぞれの内容が記載されている公文書を求めていると解することが可能であるため、以下、それぞれ検討する。

##### イ 請求内容前段について

(ア) 請求内容前段は、その記載内容から実施機関1において「〇〇警察署員を含む実施機関の職員が、刑訴法第239条第2項及び群馬県警の内務規定を遵守しないことを是認する内容が記載されている公文書」を求めていると解したことは妥当である。

(イ) 上記(2)イで述べたとおり、実施機関1における一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法その他の法令等を遵守すべき義務を負う。

(ウ) 当該規定により、地方公務員である実施機関1の職員は、刑訴法及び群馬県警内務規程を遵守すべき義務を負っている。係る義務に反して、実施機関1の職員が、刑訴法第239条第2項及び群馬県警の内務規定を遵守しないことを是認又は推奨する内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。このことから、請求内容前段に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関1の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

(エ) したがって、別表項番4に係る公文書のうち請求内容前段に係る公文書は存在しないとした実施機関1の判断は、妥当である。

##### ウ 請求内容後段について

- (ア) 請求内容後段は、その記載内容から実施機関1において「職権濫用罪又は怠業罪を現に犯している者を認めた、〇〇警察署員を含む実施機関1の職員が、正当な理由がないにもかかわらず、あえて捜査手続に入らないことを是認する内容が記載されている公文書」を求めていると解したことは妥当である。
- (イ) 上記(2)イで述べたとおり、実施機関1における一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法その他の法令等を遵守すべき義務を負い、さらに、同法第35条は職務に専念する義務を定めている。加えて、警察法第2条において「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、犯人の逮捕」を警察の責務としている。
- (ウ) これらの規定により、地方公務員である実施機関1の職員は、犯罪行為を現認した場合、正当な理由がない限り警察法及び犯罪捜査規範の規定に基づいて捜査手続に入るべき義務を負っていると解する。係る義務に反して、実施機関1の職員が職権濫用罪又は怠業罪を現に犯している者を認めた場合に正当な理由がないにもかかわらず、あえて捜査手続に入らないことを是認又は推奨する内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。このことから、請求内容後段に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関1の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。
- (エ) したがって、別表項番4に係る公文書のうち請求内容後段に係る公文書は存在しないとした実施機関1の判断は、妥当である。
- (5) 別表項番5に係る公文書について
- ア 別表項番5に係る公文書については、その記載内容から実施機関1において「実施機関の職員が、群馬県個人情報保護条例第21条第2項の規定を遵守しないことを是認する内容が記載されている公文書」を求めていると解したことは妥当である。
- イ 上記(2)イで述べたとおり、実施機関1における一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法その他の法令等を遵守すべき義務を負う。
- ウ 当該規定により、地方公務員である実施機関1の職員は群馬県個人情報保護条例を遵守する義務を負っている。係る義務に反して、実施機関1の職員が群馬県個人情報保護条例第21条第2項の規定を遵守しないことを是認又は推奨する内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。このことから、別表項番5に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関1の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。
- エ したがって、別表項番5に係る公文書は存在しないとした実施機関1の判断は、妥当である。

(6) 別表項番6に係る公文書について

- ア 別表項番6に係る公文書については、その記載内容から実施機関2において「群馬県警察が一般市民の生命、身体の保護に係る事案を放置した場合に実施機関がそれに対して何もしなくてよい、又は何もしてはならないという内容が記載されている公文書」を求めていると解したことは妥当である。
- イ 実施機関2は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の9第1項により設置された委員会であり、警察法第38条第3項及び第4項において準用する同法第5条第5項の規定によれば、実施機関2を含む都道府県公安委員会は、都道府県の公安に係る警察運営をつかさどり、警察教養、警察通信、情報技術の解析、犯罪鑑識、犯罪統計及び警察装備に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行うことにより、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持することを任務とし、都道府県警察を管理する権限を有するとされている。また、警察法第2条第1項は、警察の責務として「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする」と定めている。加えて、上記（2）イと同様に、実施機関2における一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法その他の法令等を遵守すべき義務を負う。
- ウ これらの規定により地方公務員である実施機関2の職員は、警察が警察法第2条第1項の定める警察の責務に反し一般市民の生命、身体の保護に係る事案を放置していると認めた場合、必要に応じて是正を求める義務を負っていると解する。係る義務に反して、実施機関2において群馬県警察が一般市民の生命、身体の保護に係る事案を放置した場合に実施機関2が何もしないことを是認又は推奨する内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。このことから、別表項番6に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関2の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。
- エ したがって、別表項番6に係る公文書は存在しないとした実施機関2の判断は、妥当である。

2 請求人のその他の主張について

請求人はその他種々主張するが、抽象的な主張にとどまるものであり、本審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

### 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 3 年 9 月 2 2 日	諮問
令和 4 年 8 月 2 2 日 (第 8 8 回 第一部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和 5 年 3 月 3 日 (第 9 1 回 第一部会)	審議
令和 5 年 5 月 2 5 日	答申

項番	(あ) 請求年月日	(い) 開示を請求する公文書の内容又は件名	(う) 決定年月日	(え) 決定
1	令和3年2月3日	県警本部警備部警備一課職員が、警察法違反・内規違反を犯してよい・又は犯さなければならない、という内容。	令和3年2月12日	不存在
2	令和3年2月3日	県警本部警務部公安委員会室を含む総務課・警務課職員が刑法犯である職権濫用罪、地方公務員法違反である怠業罪、内規違反を犯してよい・又は犯さなければならない、という内容。	令和3年2月12日	不存在
3	令和3年2月4日	短大卒の女警(以下甲という)が、群馬県警では短大卒は高卒扱いになっちゃう、と日本最高峰の私大を卒業した一般県民(以下乙という)に愚痴るので、乙が前述の愚痴に文句が言えない法的根拠を甲に教えてやっても、甲は乙にお礼をするどころか、乙をアカハラ呼ばわりしてもよい・又はしなくてはならない、という内容。	令和3年2月12日	不存在
4	令和3年2月4日	〇〇警察署職員が刑事訴訟法第239条2項・群馬県警内務規定を守らなくてよい・又は守ってはならない、及び職権濫用罪・怠業罪の現行犯を立件しなくてよい・又はしてはならない、という内容	令和3年2月12日	不存在
5	令和3年2月13日	文書管理指導官〇〇及びその部下が、群馬県個人情報保護条例第21条2項を無視してよい・又は無視しなければならない、という内容。	令和3年2月19日	不存在
6	令和3年2月26日	公安委員会が、一般市民の身体に係ることを群馬県警が放置しても何もしなくてよい・又はしてはならない、という内容。	令和3年3月3日	不存在